

はぴらいふ

JULY.
2017

秋田

NO.166



ひまわり

★CONTENTS

- 平成28年度共済組合・互助会決算の概要 2
- 平成29年度共済組合・互助会役員の紹介 3
- 「組合員証」や「被扶養者証」の使用上の注意点 4
- ジェネリック医薬品をご存知ですか？ 4
- 「ねんきん定期便」を送付します 5
- 福祉保険制度について 5
- 互助会からのお知らせ 6
- 教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内 7
- 保健師からのお知らせ 8
- 生活相談をご利用ください！ 8

～ご家庭でもご覧ください～

平成28年度 共済組合・互助会決算の概要

平成28年度の決算について、公立学校共済組合秋田支部運営審議会(5月24日開催)、秋田県教育関係職員互助会理事会(5月31日開催)及び評議員会(6月21日開催)において、それぞれ承認されました。

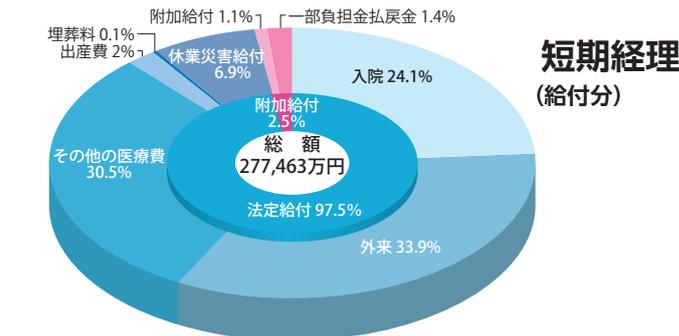
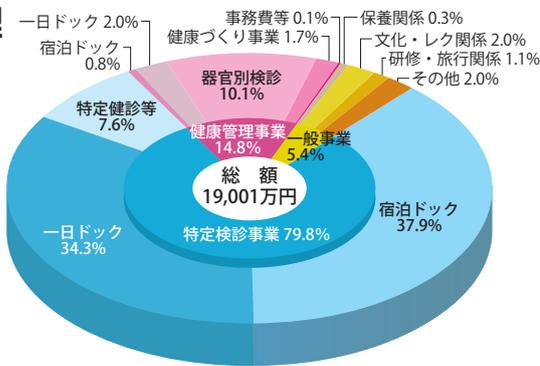
共済組合

平成29年3月31日の組合員数

一般組合員 9,273人
任意継続組合員 210人
被扶養者 8,790人
(組合員一人あたり被扶養者数 0.93人)

保健経理

(厚生事業費分)



人間ドック受診者数

項目	人数
宿泊ドック	1,536
一日ドック	1,999
婦人科検診	1,909
脳ドック	211
合計	5,655

貸付経理

貸付事業	件数	金額(万円)
貸付事業	114件	24,266

互助会

平成29年3月31日の会員数

現職会員 9,308人
特別会員 8,740人

○事業費支出の内訳 実施事業等会計

(公益目的支出計画に基づく図書寄贈等の公益事業を行う会計)(万円)

項目	金額(万円)
公益事業費	1,831
その他事業費	198
合計	2,029

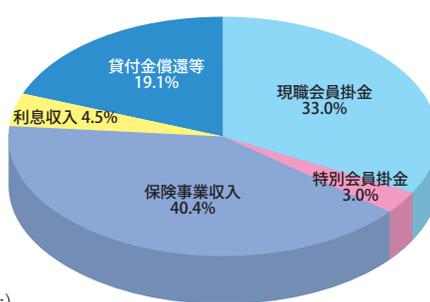
収入合計 233,382万円

事業活動収入 191,620万円
預託金収入 41,762万円

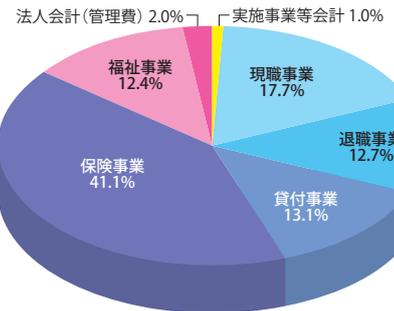
支出合計 235,675万円

事業活動支出 183,732万円
預託金支出 51,943万円

事業活動収入



事業活動支出



その他会計 現職事業

(現職会員の医療補助金、人間ドック補助金等の事業を行う会計)(件)(万円)

医療補助金	22,594	9,090
家族医療補助金	8,611	3,756
死亡弔慰金	7	328
家族死亡弔慰金	31	248
出産見舞金	66	198
配偶者出産見舞金	96	235
療養補助金	38	62
入院補助金	651	509
家族入院補助金	868	489
人間ドック補助金	3,965	4,950
介護休暇補助金	27	250
遺児激励金	5	125
障がい児見舞金	63	315
結婚祝金	89	801
入学・卒業祝金	1,261	1,261
リフレッシュ助成金	799	4,187
宿泊利用補助金	8,664	2,599
文化・体育施設利用補助金	3,760	101
施設利用補助金	23	1
教育文化活動事業費	1,212	160
教員免許状更新講習受講補助金	577	577
ニューライフプラン費		45
メンバーズカード事業費		25
予防接種助成金	3,724	188
その他事業費		1,623
合計		32,123

その他会計 退職事業

(特別会員の医療補助金や人間ドック補助金等を行う会計)(件)(万円)

医療補助金	14,111	10,712
人間ドック補助金	1,157	1,458
埋葬料・香華料	318	966
長寿祝金	226	226
施設利用補助金	1,688	506
退職時給付金	348	6,645
その他事業費支出		2,845
合計		23,358

その他会計 貸付事業

(現職会員への貸付を行う会計)(件)(万円)

貸付事業	188	24,031
その他事業費支出		107
合計		24,138

その他会計 保険事業

(団体生命保険を取り扱う会計)(件)(万円)

保険事業	61,580	74,970
その他事業費支出		628
合計		75,598

その他会計 福祉事業

(福祉積立金事業等を行う会計)(件)(万円)

加入者弔慰金	7	1,460
配偶者弔慰金	8	368
預り積立金利息	348	1,369
退職者昼食会費	286	90
預り積立金支出	348	18,422
その他事業費支出		1,149
合計		22,858

担当：調整・企画班 018-860-5221
互助会管理・業務班 018-860-5224

平成29年度共済組合・互助会役員の紹介

公立学校共済組合秋田支部

◆ 運営審議会委員

佐藤 雅彦	県教育庁教育次長	太田 政和	県教育庁総務課長
中島 眞里子	土崎南小学校長	加賀谷 亨	外旭川中学校長
川田 信	秋田西高等学校長	櫻田 憂子	県教職員組合執行委員長
進藤 一佳	県教職員組合執行副委員長	今野 悦子	県教職員組合女性部長
今野 剛	県高等学校教職員組合執行副委員長	菅 徹	県高等学校教職員組合書記長

◆ 監査員

田村 修平	県教育庁総務課主幹	太田 司	県教育庁教職員給与課主幹
伊岡森 亨	秋田北高等学校事務長		

秋田県教育関係職員互助会

◆ 評議員

佐藤 雅彦	県教育庁教育次長	西村 充司	横手清陵学院高等学校長
小林 俊昭	秋田きらり支援学校長	吉原 宏保	将軍野中学校長
安土 知孝	旭川小学校長	相澤 克也	八橋小学校教頭
伊岡森 亨	秋田北高等学校事務長		
伊藤 清子	県立大学本荘キャンパス マネージャー(兼)チームリーダー	進藤 一佳	県教職員組合執行副委員長
今野 悦子	県教職員組合女性部長	菅 徹	県高等学校教職員組合書記長
佐々木 孝幸	県教職員組合執行副委員長		

◆ 理事

米田 進	県教育庁教育長	東海林 大樹	男鹿工業高等学校長
蓬田 透	東小学校長	櫻田 憂子	県教職員組合執行委員長
村上 政基	県高等学校教職員組合常任執行委員		
石田 貞雄	県教育庁福利課長		

◆ 監事

伊藤 剛一	五城目高等学校長	伊藤 明宏	県教職員組合書記長
天ヶ谷 純	増田高等学校教諭	高井 宏司	公認会計士

給料等に対する掛金率について

平成29年4月から給料等に対する介護掛金率について、1000分の0.37引き上げられています。また、厚生年金保険料率については予定どおり、平成29年9月に1000分の1.77引き上げられる予定です。

給料等に対する掛金率

(千分率)

		平成 28 年度	平成 29 年度	
		9月～	4月～	9月～
短期	給料	43.10		
	期末手当等			
福祉	給料	1.41		
	期末手当等			
介護	給料	5.42	5.79	
	期末手当等			
厚生年金保険	給料	88.16		89.93
	期末手当等			
退職等年金	給料	7.50		
	期末手当等			
掛金率 合計		145.59	145.96	147.73

「組合員証」や「被扶養者証」の使用上の注意点

組合員や被扶養者が病気やケガをしたときには、「組合員証」や「被扶養者証」を医療機関の窓口で提示することで、医療費の3割(被扶養者は3割～1割)の自己負担で治療が受けられます。

ただし、資格喪失後に組合員証等を使用した場合や遡って被扶養者認定が取消となった場合は、医療費の返還が生じます。手続きが遅れると返還額が高額になることもありますので、組合員の皆様には日頃から被扶養者の状況を把握していただき、認定取消の事実が生じたときには速やかに手続きをされるようお願いいたします。

なお、出生や結婚、離職等により新たな被扶養者を申告するときは、事実発生日から30日以内であれば事実発生日に遡って認定できますが、30日を過ぎると所属所の受理日が認定日となりますのでご注意ください。

○ 乳幼児医療や障害者医療など、福祉医療制度の助成を受けるとき

新たに福祉医療制度の適用になったとき、更新したとき、有効期間の途中で適用外になったときは、「福祉医療制度の助成について(届出)」を提出してください。届出がない場合、適正な給付を受けられないことがあります。

○ 入院等により医療機関への支払いが高額になりそうとき

医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、支払額を「高額療養費の自己負担限度額」に抑えることができます。この証が必要な場合は、事前に所属所を経由して申請してください(証を提示しない場合でも、後日共済組合から高額療養費等が自動給付されますので、最終的な自己負担額は同じになります)。なお、有効期間が終了した証は共済組合に返却してください。

○ 公務中や通勤途中にケガをしたとき

公務災害や通勤災害の医療費は地方公務員災害補償基金から支払われますので、「組合員証」は使用できません。医療機関では、公務中や通勤途中のケガであることを申し出て受診してください。

○ 交通事故や暴力行為など、第三者の加害行為によりケガをしたとき

第三者の加害行為による医療費は加害者が負担するのが原則です。ただし、医療費を加害者に直ちに負担させることが困難な場合などやむを得ず「組合員証(被扶養者証)」を使用して治療を受ける場合には、事前に必ず共済組合(給付班 電話018-860-5232)にご連絡ください。

○ 組合員や被扶養者が70歳になったとき

共済組合から「高齢受給者証」を交付します。医療機関の窓口で提示することで自己負担割合が2割となります(平成26年3月以前に70歳に達した方は1割)。

○ 組合員や被扶養者が75歳になったとき

後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、「組合員証(被扶養者証)」と「高齢受給者証」は共済組合に返却してください。なお、取消の「被扶養者申告書」は不要です。

○ 「組合員証」や「被扶養者証」を紛失したとき

紛失時の状況を詳しく記載した「再交付申請書」(再交付が不要な場合は「紛失届」)を所属所を経由して提出してください。紛失した証の効力を無効にすることはできませんので、取扱いには十分ご注意ください。

こんなことにも
注意してね



タンキちゃん

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

●ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、効き目や安全性が新薬と同等であると国から承認された安価なお薬のことです。

●ジェネリック医薬品はなぜ安い？

病院で診察を受けた際に医師から処方される薬には「先発医薬品(新薬)」と「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」があります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分で新たに製造・販売するため、開発費用がかかっていない分、安い価格で提供されます。(そのため、花粉症などのアレルギー疾患や慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合ほどジェネリック医薬品を利用することによる薬代の節約効果が大きくなります。)

●ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

ジェネリック医薬品を希望する場合は、まずは病院や保険薬局で医師や薬剤師に相談しましょう。

※現在、すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。

また、先発医薬品と有効成分や効果などは変わらなくても、使用される添加物が異なることもあり、アレルギーなどがある場合は選択できない場合もあります。



ジェネリック医薬品の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。

- ・日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」……………<http://www.generic.gr.jp/>
- ・厚生労働省「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について」……………<http://www.mhlw.go.jp/>

担当：給付班 018-860-5232

「ねんきん定期便」を送付します

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年12月から「ねんきん定期便」を組合員の皆さまへ送付しています。この通知は、年金加入期間や年金の見込額などに関する情報をお知らせするものです。

◆送付時期◆ 組合員の誕生月に年1回発行。(公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。)

誕生月の年齢	節目年齢の方(封書)		節目年齢以外の方(はがき)	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものととして算出されます。	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。	年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものととして算出されます。	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料(掛金)納付状況		直近13か月の保険料(掛金)納付状況	



◆「ねんきん定期便」を受け取ったら◆

- ・記載されている年金加入記録の内容を確認してください。
- ・年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、その旨、ねんきん定期便に記載されている照会先へお問い合わせください。(今年度転入されてきた方はデータ整備が完了してからの発送となるため、誕生月に間に合わない場合があります)

地共済年金情報Webサイトもご利用ください

URL: <https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

「地共済年金情報Webサイト」では以下の項目が閲覧できます。※公務員厚生年金期間のみの掲載となります。

○年金加入履歴・加入期間 ○保険料納付済額 ○標準報酬月額等 ○年金見込額 ○給付算定基礎額残高

利用方法: 公立学校共済秋田支部トップページのバナーからアクセスしてください。利用の申し込みをすると、後日ユーザID通知書が送付され、申し込み時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより閲覧できるようになります。(ユーザIDは2~3週間まで郵送されます。)

【注】以下の方はこのサイトを利用できません
 ・一時金全額受給期間のみを有する方
 ・老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
 ・退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
 ・離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

【問い合わせ先】 公立学校共済秋田支部 ☎018-860-5232

福祉保険制度

福祉保険制度は、公的給付(年金や健康保険)を補完する任意加入の保険制度です。当共済組合の公的給付を踏まえ、組合員の皆様に何が必要なのかを考えて設計された制度ですので、加入できるのは当共済組合員だけです!

平成29年11月より制度をリニューアルし、保障できる範囲がさらに充実します。

また、福祉保険制度のリニューアルに合わせ、平成29年11月より健康相談事業もリニューアルします。リニューアルの詳しい内容については、4月頃に配付のリーフレットをご覧ください。

特定疾病給付金の保障範囲を拡大します

『特定疾病給付金(主契約)』に新たな特約(「7大疾病保障特約」「がん・上皮内新生物保障特約」)を付加することで、従来の三大疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物*の保障を加えて手厚い保障を準備することができます。

*上皮内新生物は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

〔平成29年11月からの保障範囲〕
(2特約を付加した場合)

7大疾病+上皮内新生物

<これまでの保障範囲>

三大疾病
(または死亡・高度障害)
悪性新生物(がん)
急性心筋梗塞
脳卒中

新規

四疾病+上皮内新生物

重度の糖尿病 慢性腎不全
重度の高血圧性疾患 肝硬変
上皮内新生物

主契約……………所定の悪性新生物(がん)^(注1)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態^(注2)になったときに保険金をお支払いします。

7大疾病保障特約……………所定の悪性新生物(がん)^(注1)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態^(注2)になったときに保険金をお支払いします。

がん・上皮内新生物保障特約……………所定の悪性新生物(がん)^(注2)・上皮内新生物と診断確定されたときに保険金をお支払いします。

(注1)主契約、7大疾病保障特約の「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物を含みません。

(注2)がん・上皮内新生物保障特約の「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

(注3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

担当：給付班 018-860-5232

互助会からのお知らせ

公益事業に助成しています

秋田県教育関係職員互助会では、児童または青少年の健全な育成及び教育・スポーツ等を通じて県民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業への支援を行っています。

平成29年度は次のとおりです。

- ①県内教育関係機関等への図書等寄贈 県立図書館等県内5か所
②県内小・中学校、高等学校への図書等寄贈
今年度は122校が対象となり、該当校には既にお知らせしています。
小学校（鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市）
特別支援学校
- 2 県立特別支援学校人材活用支援事業 分校・分教室を含む15校
- 3 県内NPO法人等への教育活動に対する助成
助成決定団体 ・ Librarian-ship Club（助成事業 フェスタ・ハイスクールライブラリー2017）

教員免許状更新講習受講補助金について

会員が、教育免許法に基づく免許状更新講習の課程を修了し、更新講習修了確認を受けたときは、会員が負担した更新講習受講料の一部（10,000円）を補助します。該当者は早めの申請をお願いします。

注意!

平成29年度より申請書の様式が変更となりました。新様式をホームページに掲載しておりますので、印刷してご利用ください。

互助会宿泊利用補助券について

年度内、補助対象者1名につき3泊、1泊につき3,000円補助します。
ホームページに互助会指定宿泊施設一覧を掲載しておりますので、詳細はそちらをご参照ください。
※補助対象者：本人、配偶者及び被扶養者（ただし、宿泊当日において満5才未満の幼児は使用できません）



Check!!

平成29年度より、補助券申請書の様式変更に伴い、「年度利用回数」を記入する欄を追加しました。記入の際は、各所属所に管理を依頼している「互助会宿泊利用補助券発行簿」にて利用回数を確認いただき、記載に誤りのないよう、ご協力をお願いします。

平成29年度 施設・鉄道利用補助について

教職員の福利厚生事業の一環として、平成29年度は次の施設で利用補助事業を実施しています。ぜひご活用ください!!(利用券の様式はホームページに掲載しています。印刷してご利用ください。)

文化施設	・ 秋田ふるさと村 ・ 県立近代美術館 ・ 県立美術館 ・ 県立博物館
スポーツ施設	・ 県立スケート場 ・ 県立総合プール ・ 県スポーツ科学センター ・ 田沢湖スポーツセンター ・ ユメリア(プール) ・ サン・スポーツランド千畑(プール)

※1人1回について1,000円を限度に補助（1日につき1施設利用券1枚まで）
※文化施設における有料の特別展は施設が主催する特別展に限り対象となります。

鉄道利用	・ 秋田内陸線ホリデーフリーきっぷ（全線タイプ・Aタイプ・Bタイプ） ・ 鳥海山ろく線楽楽遊遊乗車券
------	---

※補助額は正規料金の1/2額（回数制限なし）

担当：互助会 管理・業務班 018-860-5224

教職員と家族のためのココロとカラダの 相談案内

ココロやカラダが疲れたな…と感じた時、まずは相談してみませんか？
お気軽にご相談ください。(記載の無いものはすべて無料でご利用できます。)

職員ストレス相談

【受付時間】月・火・金 9:30~12:30

【相談場所】秋田大学教育文化学部内の相談室 湊クリニック(横手市) さとう心療内科(大館市)
稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町)

*電話相談、面談どちらでも相談できます。まずはお電話にて、ご希望の相談方法をお伝えください。

面談によるメンタルヘルス相談

【受付時間】平日 9:00~21:00 土曜 9:00~16:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)

【相談時間】1回50分程度(年5回まで無料)

【面談場所】秋田市・由利本荘市・横手市

*臨床心理士、心理カウンセラーが面談カウンセリングをします。完全予約制ですので、お電話にて予約のうえ相談窓口へ(被扶養者の方も相談できます)。

心の健康相談

【相談日時】月曜日~金曜日(10:00~12:00)

第1・3木曜日、第1・2・4土曜日(13:00~17:00)

*公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を実施します。(完全予約制) *相談のため来院された場合は、交通費相当額が支給されます。

教職員健康相談24

【受付時間】24時間 年中無休

【相談員】精神科医師・臨床心理士・保健師・看護師など

*組合員とご家族の方の心と体のさまざまなご相談に、医師、保健師等が24時間体制でお応えしています。

9:00~22:00には、心理カウンセラーによる電話でのメンタルヘルスカウンセリングを利用できます(被扶養者の方も相談できます)。

保健師による健康相談

【受付時間】電話相談 月~金 9:00~15:45 面談 要相談

【相談員】保健師(公立学校共済組合秋田支部職員)

*公立学校共済組合秋田支部の保健師が対応します。プライバシーは守られますので、お気軽にご相談ください。ご希望により、面談も可能です。*通話料は相談者負担となります。

*電話は苦手…という方は、メールでご相談ください。fuku-soudan@mail2.pref.akita.jp

新しい健康相談事業が始まります(平成29年11月1日~)

*介護電話相談、女性医師電話相談、Web相談(こころの相談)が新設されます。
詳しくは次号のはぴいらいふでお知らせします。

知らなきゃ損?! 職場の健康づくり支援事業!

ストレスチェックも始まっているし、研修や講座であるようなメンタルヘルスの話を学校でも聴けないかな…でも、講師を呼ぶ予算も取ってないし無理かな…

そんなときは…!

職場の健康づくり支援事業ですべて解決!



講師料補助

講師料 2万円
講師旅費 6千円
を上限に補助します。

講師派遣

講演会等の内容
に応じて講師を
派遣します。

詳しくは、ホームページ又は公立学校共済組合秋田支部までお問合せを!

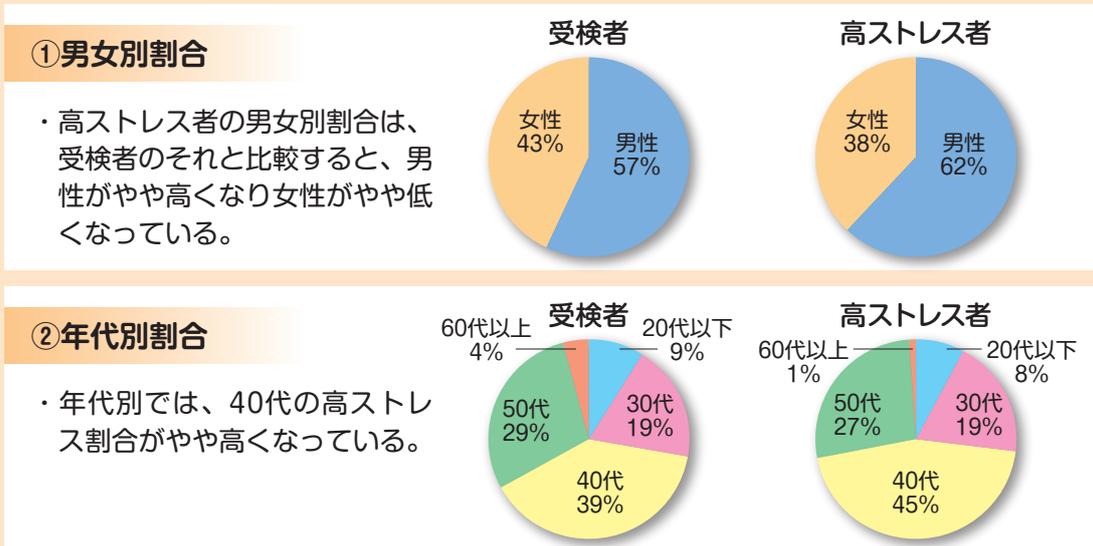
担当:調整・企画班 018-860-5221

保健師からのお知らせ No.16

自分自身のストレスの気づきとメンタル不調の予防のため、 ストレスチェックを受検しましょう!

○教育庁及び県立学校職員については、今年度も定期健康診断にあわせてストレスチェックを実施します。

～平成28年度に教育庁・県立学校職員に実施したストレスチェックの結果の一部をお知らせします～



高ストレス者の割合は、厚生労働省の想定10%よりやや低い8.2%でした。また、高ストレス者のうち面接指導の申出者は、6.3%でした。

◇◇ 心と身体に関する各種健康講座にご参加ください ◇◇

○福利課と公立学校共済組合秋田支部では、今年度も夏休みや冬休み等の長期休業時にあわせて、心と身体の健康づくりに関する講座を開催します。(10月にはストレスチェック講座を実施予定) 普段、お忙しい皆さんのリフレッシュや健康づくりにご活用ください。

※開催時期が近くなりましたらその都度、ご案内を各所属あてに送付いたします。

法律のことで、何か
困ったことがあったら...

生活相談をご利用ください!

相談者

秋田弁護士会法律相談センター 弁護士

○相談申込○

相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

○相談当日○

下記の生活相談利用券を切り取って持参し、弁護士に提出する。
本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



生活相談
利用券

自平成29年4月1日
至平成30年3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談
利用券

自平成29年4月1日
至平成30年3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

※生活相談利用時に組合員証を掲示

次回の利用券発行は11月の
はびいらいふ167号となります。

担当: 調整・企画班
018-860-5221